

令和8年度山形県県産認証材「やまがたの木」 普及・利用促進事業（県単独事業）

県産木材の利用促進のための支援策として、民間木造施設の施主に対して一定額を支援します

補助の方法

一般住宅 新築住宅の施主に県産木材の使用量に応じて **最大30万円**^{※1} を交付します

民間施設 新築民間施設^{※2}の施主に県産木材の使用量に応じて **最大50万円**^{※1※3} を交付します

※1 県産木材の使用量（㎡）×20,000円で算出された額 ※2 店舗兼住宅も可

※3 やまがた木造設計マイスター又は国等が実施した同様の研修を受講した者が設計に携わった場合は10万円を加算
（交付申請時に申告した場合に限る）

一般住宅

予算の範囲内 80棟程度

民間施設

予算の範囲内 15棟程度

申請受付期間（予算枠に達した場合、募集を終了します）

令和8年4月1日（水）から **先着順** で受け付けます

※ 土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※ 申請受付状況については申請窓口へご確認ください



申請要件

【共通】 県産木材^{※4}を **基準値以上**^{※5} 使用した新築住宅及び新築民間施設

※4 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材をいう

使用部位は構造材に限定しない ※5 基準値（㎡）は、延べ床面積（㎡）×0.1（㎡/㎡）で算出された数量

【民間施設のみ】 県産木材のうち **10%以上**を **県産 JAS 製品**^{※6} とすること

※6 県産木材かつ「日本農林規格等に関する法律」に基づき認定された木材をいう

申請方法

1 交付申請

基礎工事着工後から屋根工事が完了する10日前まで

（屋根工事完了：概ね上棟後から野地板施工完了までの時点）

提出書類

①補助金交付申請書

⑥基礎工事着工後の建設工事現場カラー写真

②建設工事請負契約書の写し

⑦「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』の「販売管理票」

③施設の位置図又は案内図

⑧県産木材使用量を確認できる書類

④施設の配置図又は平面図

⑤口座振替申込書（通帳の写しを添付） ⑨県産 JAS 製品の使用量を確認できる書類（民間施設のみ）

2 現場確認

申請受付日以降 確認・審査のうえ、「補助金の交付決定通知」が送付されます

3 実績報告

木工事完了日から30日以内

（木工事完了：交付申請書記載の県産木材を使用した工事が全て完了した段階）

提出書類

①実績報告書

②木工事完了写真 ③県産木材使用証明書類（現場確認の時点で未確定の場合）

4 補助金の交付

審査のうえ、「**補助金の額の確定通知**」が送付され、**後日**、補助金が交付されます

その他

本事業は「森林環境譲与税」を財源としています。「森林環境譲与税」を活用した市町村の住宅支援との併用はできません。また、県の他の住宅支援（一部を除く）との併用もできません。詳しくは、『令和8年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱』を確認してください。

申請・お問合せ先

村山総合支庁森林整備課	電話 023-621-8191	〒990-2492	山形市鉄砲町 2-19-68
最上総合支庁森林整備課	電話 0233-29-1351	〒996-0002	新庄市金沢字大道上 2034
置賜総合支庁森林整備課	電話 0238-26-6063	〒992-0012	米沢市金池 7-1-50
庄内総合支庁森林整備課	電話 0235-66-5527	〒997-1392	東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1